

有料職業紹介事業許可申請に必要な書類（個人用）

許可申請を行う事業主の方は、次に掲げる書類を、本店登記所在地の管轄労働局を經由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。

許可は、労働局及び厚生労働省における審査並びに労働政策審議会への諮問を経て決定されますので、申請は、事業開始予定時期の約3ヶ月前までに行ってください。

提出書類

- 1 **有料職業紹介事業許可申請書**【様式第1号（第1～第2面）】 **3部**（正・副・控え）
 - 2 **有料職業紹介事業計画書**【様式第2号】 **3部**（正・副・控え）
 - 3 **有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書**【様式第6号】 **3部**（正・副・控え）
（職種・地域について限定をする場合に必要です。）
 - 4 **届出制手数料届出書**【様式第3号】…上限制手数料による場合は不要 **3部**（正・副・控え）
 - 5 添付書類 コピーを**2部** ただし、**住民票**については、**原本1部**と**コピー1部**の提出をお願いします。
 - ① 代表者（申請者個人）の**住民票（本籍地の記載があり、個人番号の記載はないもの）、履歴書**
なお、代表者の方が別会社の役員に就任している場合はその会社の法人登記簿も必要です。
 - ② 職業紹介責任者の**住民票（本籍地の記載があり、個人番号の記載はないもの）、履歴書、職業紹介責任者講習受講証の写し**
 - ③ **納税証明書（その2（所得金額用））**
 - ④ 直近の納税申告時に税務署へ提出した**所得税の確定申告書の写し**（税務署の受付印があるもの。（電子申請の場合にあつては、税務署に受け付けられた旨が確認できるもの。）に限る。）
 - ⑤ 1) 白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみを作成する場合
所有している資産（土地・建物）の額を証明する書類として、**不動産登記事項証明書、固定資産税評価額証明書、預金残高証明書**など
 - 2) 上記以外の青色申告の場合
直近の納税申告時に税務署へ提出した**貸借対照表**及び**損益計算書**
 - ⑥ 事業所の使用权を証明する書類（**不動産賃貸契約書の写し**又は**不動産登記事項証明書**）
 - ⑦ **業務運営に関する規程** 【参考 様式例第1号】
 - ⑧ **個人情報適正管理規程** 【参考 様式例第4号】
 - ⑨ 手数料に関する書類 **Ⓐ上限制手数料表**【参考 様式例第2号】
（Ⓐ、Ⓑのうちいずれか。） **Ⓑ届出制手数料に係る手数料表**【参考 様式例第3号】
- 6 **印紙**
50,000円 + 18,000円 ×（有料職業紹介事業を行う事業所の数 - 1）
- 7 **登録免許税（許可一件あたり90,000円）に係る領収証書**

書類提出に当たっての注意事項

- (1) **履歴書**には、氏名、生年月日、現住所、郵便番号、職歴、役職員への就任退任及び賞罰等について、最終学歴以降の状況をもれなく記入し、**本人の署名又は押印**をしてください。なお、写真は不要です。
- (2) 代表者（申請主個人）が職業紹介責任者を兼任される場合、住民票・履歴書は重複して提出する必要はありません。
- (3) **前年度の収入が、給与所得のみの場合は、窓口にて個別にご相談ください。**